

平成31年1月22日
役員会決定

佐賀大学における敷地内全面禁煙実施に関する指針

(はじめに)

1. 喫煙は、喫煙者の健康を害するだけでなく、受動喫煙等により非喫煙者の健康も害するなど、健康に対して多大な影響を与える。

また、受動喫煙防止を図るため、平成30年7月25日に健康増進法の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、大学は未成年者の学生を含む多くの人が集う教育研究機関であることから、本学では、次の各項目に留意し、平成31年4月1日から敷地内全面禁煙を実施することとする。

(敷地内全面禁煙への移行時期)

2. 平成31年4月1日の敷地内全面禁煙までの間に、現在の喫煙所は、順次閉鎖する。

(対象者等)

3. 対象者は、本学の学生、教職員及び学外者で本学の敷地に立ち入る者とする。

なお、敷地内に駐車中の車内での喫煙や敷地外であっても周辺住民への迷惑となる喫煙は禁止する。

(禁煙支援)

4. 保健管理センターは、喫煙者に対して禁煙の相談、禁煙指導等の支援をする。

(巡視)

5. 喫煙場所の廃止に伴い、敷地内での喫煙並びに吸殻のポイ捨て等への対応として、安全衛生委員会等による巡視を定期的実施する。

(周知)

6. 本学における敷地内全面禁煙に関して、本学のホームページへの掲載や通知等の方法等により、学内外に対して周知を行う。